

(特別管理) 産業廃棄物処理業
変更・廃止届出書様式

八 王 子 市

平成29年10月

はじめに

この冊子は、産業廃棄物収集運搬業または処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業または処分業に関する変更届及び廃止届の提出方法について解説しています。

なお、次に掲げる事項については、届出は不要です。

- ① 法人の代表者、役員、令第6条の10に規定する使用人、株主又は出資者の住所の変更
- ② 収集運搬に使用する運搬容器の変更

※注意 次に掲げる事項を変更する場合には、届出ではなく「変更許可申請」が必要です。

- ・ 収集運搬業又は処分業で、取り扱う廃棄物の種類を増やす場合（限定の解除を含む。）
- ・ 収集運搬業で、石綿含有産業廃棄物の取扱いを無から有に変更する場合
- ・ 収集運搬業で、「積替え保管を除く」から「積替え保管を含む」許可に変更する場合
- ・ 処分業で、処分の方法を変更又は追加する場合（例：処分方法切断に新たに破砕を追加等）

※水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等への対応については、以下のアドレスをご覧ください。

<<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/gomi/haikibutu/sangyohaikibutusyorigyou/001/p021879.html>>

目 次

ページ

1	届出受付場所	1
2	届出方法等	1
3	届出の流れ	2
4	届出書の作成	3～4
	届出に必要な書類等のリスト	
5	届出に際しての留意事項	5～6
	(1) 成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書	
	(2) 令第6条の10に規定する使用人（政令使用人）	
	(3) 運搬車両の使用権原等	
	(4) 運搬車両の写真	
	(5) 運搬船舶の使用権原等	
	(6) 運搬船舶の写真	
	【届出書様式】	
①	届出用紙（様式第十一号）（様式第十七号）	9～10
②	新旧対照表①（届出用）	11
③	新旧対照表②（届出用）	12
④	新任者一覧表	13
⑤	誓約書	14
⑥	運搬車両一覧	15
⑦	運搬車両の写真（貼付台紙）	16
⑧	欠格要件該当届出書	17～18
	【記入例】	
①	法人の名称の変更	21
②	法人の本店所在地の変更	22
③	法人の代表者、役員、政令使用人又は株主等の変更	23～25
④	運搬車両等の変更	26～28
⑤	運搬車両用の駐車場所在地の変更	29～30
⑥	取り扱う産業廃棄物の種類の減少	31～32
⑦	産業廃棄物処理業の廃止	33
⑧	欠格要件該当届出	34～35

1 届出受付場所

届出は、次の場所で受け付けています。

八王子市役所 資源循環部 廃棄物対策課 審査担当
〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号（本庁舎事務棟2階）

JR東日本 中央本線 西八王子駅から徒歩約20分

電話 042-620-7458（直通）

FAX 042-622-7262

2 届出方法等

(1) 届出時間

平日の午前8時30分から11時まで及び13時から17時まで

※予約は不要です。

(2) 提出部数

正副2部

副本は届出者の控えとなりますので、正本の写し（コピー）でも構いません。

(3) 手数料

無料です。

(4) 届出事項、届出方法

届出が必要な事項は、次に掲げるとおりです。

なお、八王子市からの連絡先に変更がある場合には、許可番号、名称及び変更内容を記載した書類(任意書式)を届出受付場所あてに郵送又はFAXしてください。

届出書の提出が必要な事項一覧

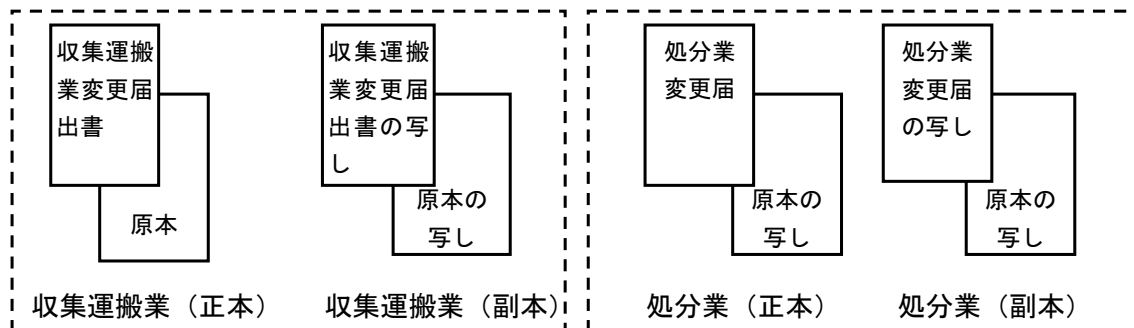
項目番号	項目	届出方法	届出時期	許可証の書換
		来庁		
1	①法人の名称の変更	○	30日以内	有
	②個人事業者の氏名の変更	○	10日以内	有
2	①法人の本店所在地の変更	○	30日以内	有
	②個人事業者の住所の変更	○	10日以内	有
3	①法人の代表者の変更	○	30日以内	有
	②法人の役員	○	30日以内	
	③政令使用人、株主等の変更	○	10日以内	
4	①運搬車両の変更	○	10日以内	
	②運搬船舶の変更	○	10日以内	
5	運搬車両用の駐車場所在地の変更	○	10日以内	
6	取り扱う産業廃棄物の種類の減少	○	10日以内	有
7	産業廃棄物処理業の廃止	○	10日以内	
8	欠格要件該当届出	○	2週間以内	
9	積替え保管施設又は中間処理施設に関する変更	窓口にて、ご相談ください。		

※ 平成29年5月15日から、法人にあって登記事項証明書の添付が必要な届出は、30日以内に変更になりました。

(5) その他

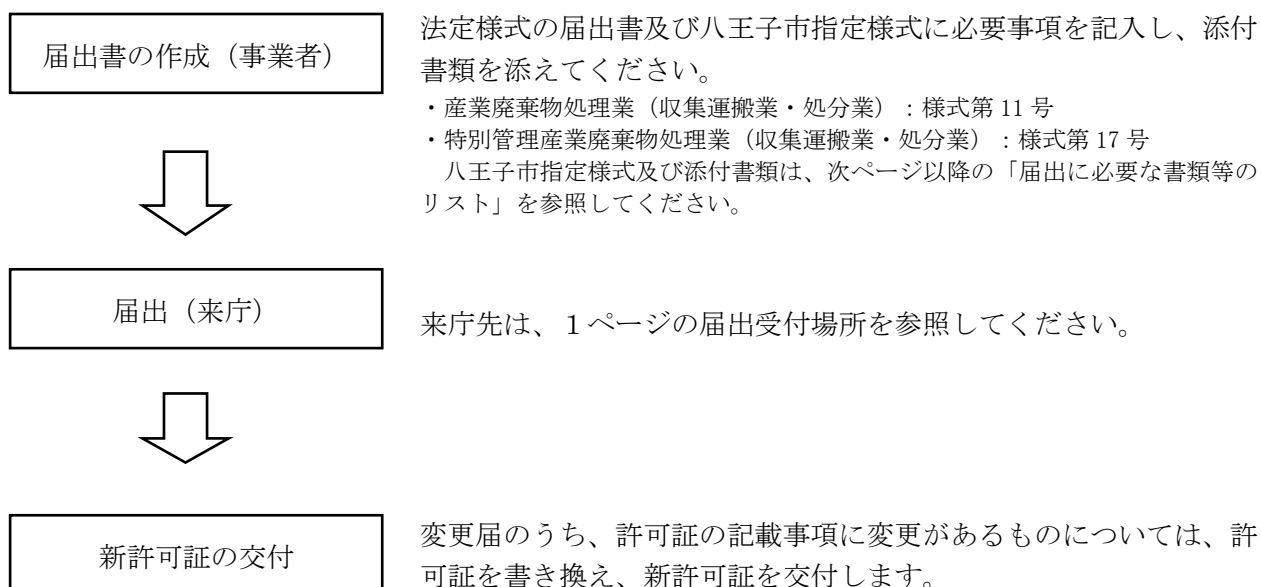
代表者の変更と運搬車両の変更など、届出内容が複数の項目に及ぶ場合でも、1つの届出として提出していただけます。

また、次のように、産業廃棄物収集運搬業と処分業などの複数の許可を有する方が、代表者の変更届を同時に提出する場合には、いずれかの届出書に必要な書類の原本を添付していただければ、他の届出については必要書類の原本の写しの添付で結構です。



3 届出の流れ

(1) 届出の流れ



(2) 新許可証の交付

書き換え後の許可証は、窓口で交付します。

窓口交付を希望する場合

- ・市からFAXする「許可証交付のお知らせ」の受領書に、住所、名称等を記入の上、届出に使用した印鑑を押印し、届出を行った窓口にお持ちください。受領書と引き換えに許可証をお渡しします。
- ・新しい許可証は、旧許可証と交換に交付しますので、必ず旧許可証もお持ちください。

4 届出書の作成

(1) 届出書のとじ方



- ・届出書は、左側をホチキスやとじひもでとじてください。
- ・不足書類のないように、提出前に「届出に必要な書類等のリスト」で確認してください。
- ・とじ方は、届出書、八王子市指定様式、添付書類の順でお願いします。

(2) 届出様式

届出書の法定様式は、次のとおりです。

- ・ 産業廃棄物処理業変更届出書 : 様式第 11 号 (第 10 条の 10 関係)
- ・ 特別管理産業廃棄物処理業変更届出書 : 様式第 17 号 (第 10 条の 23 関係)

様式は、本冊子をコピーするか、次の八王子市のホームページからダウンロードしてください。

- ・ 変更届・廃止届の様式掲載場所のアドレス

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/gomi/haikibutu/sangyohaikibutusyorigyou/001/p002505.html>

(3) 届出に必要な書類等のリスト

項目番号	変更事項	八王子市指定様式・添付書類	記入例ページ
1	法人の名称の変更 (有限会社から株式会社への変更等を含む。)	①届出者の許可証の写し ②届出者の定款の写し ③届出者の登記事項証明書 (法人登記の履歴事項全部証明書)	p. 21
	個人事業者の氏名の変更	①届出者の許可証の写し ②届出者の住民票抄本	
2	法人の本店所在地の変更	①届出者の許可証の写し ②届出者の登記事項証明書 (法人登記の履歴事項全部証明書)	p. 22
	個人事業者の住所の変更	①届出者の許可証の写し ②届出者の住民票抄本	
3	①法人の代表者の変更	①届出者の許可証の写し ②新旧対照表①、②及び新任者一覧表	p. 23
	②法人の役員の変更 (役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者を行い、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。)	③届出者の登記事項証明書 (法人登記の履歴事項全部証明書) ④誓約書 (代表取締役が代表して誓約) ⑤住民票抄本 (本籍の記載されたもの) ⑥成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書 (詳細はp. 5の5(1)を参照してください。) ⑦政令使用人の変更の場合には、使用人の地位が確認できる会社の組織図	
	③令第6条の10に規定する使用人 (政令使用人、p. 5の5(2)を参照) の変更	※既に、役員等、政令使用人又は株主等として、市に登録してある方の場合には、④～⑥については提出不要です。 ※減員のみの場合には、新任者一覧表及び④～⑦については提出不要です。 ※個人事業者の政令使用人の変更は、③を除く全ての書類を提出してください。	

3	④法人の5%以上の株主又は出資者（この冊子では「株主等」としています。）の変更	①届出者の許可証の写し ②新旧対照表①、②及び新任者一覧表 ③誓約書（代表取締役が代表して誓約） ④住民票抄本（本籍の記載されたもの） ⑤成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書（詳細はp.5の5(1)を参照してください。） ⑥株主等が法人の場合には、その法人の登記事項証明書（法人登記の履歴事項全部証明書） ※既に、役員等又は政令使用人として、市に登録してある方の場合には、③～⑥については不要です。 ※減員のみの場合、新任者一覧表及び③～⑥については提出不要です。	p. 23
4	①運搬車両の変更（新規・抹消） （新規登録する車両については、使用権原が確認できる車両のみ登録できます。使用権原については、p.5の5(3)を参照してください。）	①届出者の許可証の写し ②運搬車両一覧 （現在の登録状況を確認の上、変更する車両のみ記載してください。） ③新たに登録する車両の自動車検査証の写し ④新たに登録する車両の写真 （車両の前面（真正面）及び側面（真横）から、ナンバーが確認できるように全体を撮影したもの）	p. 26
5	運搬車両用の駐車場所在地の変更	①届出者の許可証の写し ②新旧対照表①（届出用）	p. 29
6	取り扱う産業廃棄物の種類の減少	①届出者の許可証の写し ②新旧対照表①（届出用）	p. 31
7	産業廃棄物処理業の廃止 ※業の廃止届は、郵送では受け付けておりません。	①届出者の許可証（原本） ②中間処理施設又は積替え保管施設の廃止を伴う場合には、当該施設での産業廃棄物の取扱いを廃止したことが分かるように、施設内を撮影した写真	p. 33
8	欠格要件に該当した旨の届出 ※欠格要件該当の届出は、郵送では受け付けておりません。	①欠格要件該当届出書 ②届出者の許可証（原本） ③欠格要件に該当する事が確認できる書類（例えば、判決書の写し等）	p. 34
9	積替え保管施設又は中間処理施設に関する変更	変更許可申請に該当する事項があります。 必ず、市の窓口でご相談ください。	

5 届出に際しての留意事項

(1) 成年被後見人等に該当しない旨の登記事項証明書

後見登記等に関する法律第10条第1項に規定する証明書で、成年被後見人又は被保佐人の登記がないことを証明する書類です。証明書の交付は全国の法務局及び地方法務局（本局）で行っています（郵送受付は東京法務局のみ）。

なお、登記事項証明書の交付申請をする際は「証明事項」の欄に「成年被後見人、被保佐人とする記録がない」をチェックしてください。

また、住所などの誤記入が見受けられるので、各欄は、住民票抄本に記載されているとおりに記載してください。

登記事項証明書に関する問合せ先

- ・窓口での申請：管轄の法務局及び地方法務局（本局）
- ・郵送による申請：東京法務局 民事行政部 後見登録課
東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
（交通：地下鉄都営新宿線、東西線、半蔵門線「九段下駅」）
電話 03-5213-1360（ダイヤルイン）
ホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/frame.html>

(2) 令第6条の10に規定する使用人（政令使用人）

申請者の使用人で次に掲げる事務所等の代表者です。

- ① 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
 - ② 継続的に業務を行う事ができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの
- ※ 講習会の修了者が令第6条の10に規定する使用人の場合に必要書類
事業場一覧（事業場の名称、所在地及び事業場の業務内容がわかるもの）及び事業場を証明できる書類（事業場の賃貸契約書、公共料金の領収書等の写し）を提出してください。
また、更新申請の場合、契約締結権限を有することを証明する書類（契約書、意思決定文書）を確認します。

(3) 運搬車両の使用権原等

- ① 運搬車両の使用権原は、自動車検査証の所有者又は使用者の欄で確認します。
使用権原があると認められるのは、次の場合のみです。
 - ・自動車検査証の使用者が届出者である場合
 - ・自動車検査証の使用者欄が空欄の場合には、所有者が届出者である場合
- ② レンタル車両（借受契約等で借りている車両）の登録はできません。
- ③ 自動車検査証の有効期間が届出時点で有効なものに限ります。
- ④ 汚泥、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類は「土砂等禁止」の車両では収集運搬できません。（根拠法：土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法）
- ⑤ トレーラ、セミトレーラは、容器として取り扱いますので登録は不要です。
- ⑥ 既に他の事業者の登録車両となっている車両は、届出されても登録できません。
- ⑦ 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づくディーゼル車走行規制不適合車は、登録できません。ディーゼル車走行規制不適合車の可能性のある車両については、DPF装着証明書（写し）の提出を求める場合があります。適合車か否かの確認は、東京都環境局環境改善部自動車環境課内ディーゼル車規制相談窓口（専用電話 03-5388-3528）にお問い合わせください。

運搬車両の確認について

現在の運搬車両については、市のホームページで確認することができます。届出の際には、あらかじめ登録内容を確認してください。

ホームページアドレス：http://www.sigen.city.hachioji.tokyo.jp/SanpaiSearch/search_input.aspx

(4) 運搬車両の写真（新たに登録する車両のみが対象です。)

- ① 写真はL判の大きさのカラー写真で、鮮明なものを台紙（p. 16）に貼付してください。
貼付台紙に直接カラー印刷しても構いません。
- ② 撮影方法は、次のとおりです。
 - ・ 車両の前面（真正面）及び側面（真横）を撮影してください。
 - ・ ナンバープレートが分かるように撮影してください。

【届出書様式】

様式第十一号（第十条の十関係）

八王子市長 殿	産業廃棄物処理業 廃止 変更 届出書	年 月 日
届出者 郵便番号 住 所 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 F A X		
年 月 日付け第109- - 号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係		
廃止 る以下の事項について したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項に 変更 において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。		
	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）		
変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）		
（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
（ふりがな） 氏 名	住 所	
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
（ふりがな） 氏 名	生年月日	本 籍 住 所
	役職名・呼称	
廃止又は変更の理由		
担当者又は担当部署		
備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

（日本工業規格 A列4番）

様式第十七号（第十条の二十三関係）

特別管理産業廃棄物処理業 八王子市長 殿	廃止 変更 届出書 年 月 日	
届出者 郵便番号 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 F A X		
年 月 日付け第109- - 号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 変更 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。		
	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項を除く。）		
変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項）		
（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな) 氏 名	住 所	
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所
廃止又は変更の理由		
担当者又は担当部署		
備考 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

（日本工業規格 A列4番）

新旧対照表①（届出用）

変更の有無	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
有・無	法人の名称、 個人事業者の氏名		
有・無	法人の本店所在地、 個人事業者の住所		
有・無	法人の代表者	新旧対照表②（届出用）及び新任者一覧表のとおり	
有・無	役員、顧問、 政令使用人等		
有・無	株主、出資者		
有・無	登録車両・船舶	運搬車両一覧のとおり	
有・無	登録車両の使用する 駐車場所在地		
有・無	取り扱う産業廃棄物 の品目の減少		
有・無	政令市における積替 え保管許可の有無	有 ・ 無	有 ・ 無

注 記入欄が足りない場合は、別途、用紙を作成し提出してください。

新旧対照表②（届出用）

- ・全ての代表取締役、役員等、政令使用人又は株主等について記載してください。
- ・この表の新（役員等、5%以上の株主等）の欄に記載した方のうち、市に登録のない方については、「番号」欄に○をし、「新任者一覧表」に必要事項を記載してください。

番号	新（役員等、5%以上の株主等）	旧（役員等、5%以上の株主等）
1	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
2	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
3	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
4	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
5	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
6	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
7	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
8	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
9	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
10	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
11	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
12	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
13	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
14	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等
15	役職名等 氏名等	役職名等 氏名等

新任者一覧表

・新旧対照表②（届出用）の「番号」欄に○をした方（市に登録のない方）のみ記載してください。

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		
()		

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

八王子市長 様

申請者

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

印

- ※1 法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。
- ※2 役員には、取締役、執行役、相談役、顧問、法人に対し業務を執行する社員、発行株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者を含む。
- ※3 使用人とは、申請者の使用人で、本店又は支店（又は主たる事務所又は従たる事務所）の代表者、産業廃棄物処理業に係る契約を締結する権限を有する者を置くものの代表者をいう。（法施行令第4条の7）

— 運搬車両一覧 —

新規 _____ 台 (隻) 抹消 _____ 台 (隻)

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1					新規・抹消
2					新規・抹消
3					新規・抹消
4					新規・抹消
5					新規・抹消
6					新規・抹消
7					新規・抹消
8					新規・抹消
9					新規・抹消
10					新規・抹消
11					新規・抹消
12					新規・抹消
13					新規・抹消
14					新規・抹消
15					新規・抹消

* 届出内容欄の該当する項目に○を付けてください。

新規＝新しく登録する車両 抹消＝今回登録を抹消する車両

注) 既に登録済みで、引き続き使用する車両については記載不要です。

* 市のホームページで現在登録中の車両を確認できます。

アドレス : http://www.sigen.city.hachioji.tokyo.jp/SanpaiSearch/search_input.aspx

運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号			
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。 		
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px; margin: 10px 0;"> <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。</p> <p>車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p> </div>		
	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">撮影</td> <td style="padding: 2px 10px;">年 月 日</td> </tr> </table>	撮影	年 月 日
撮影	年 月 日		

産業廃棄物処理業
特別管理産業廃棄物処理業

欠格要件該当届出書

年 月 日

八王子市長 殿

届出者
郵便番号
住 所

氏 名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号
F A X

産業廃棄物処理業
特別管理産業廃棄物処理業 に係る以下の事項について欠格要件に該当するに至ったので、

第14条の2第3項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 において準用する第7条の2第
第14条の5第3項

4項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

許 可 番 号	第 1 0 9 - - 号
許 可 年 月 日	年 月 日
欠格要件に該当する に至った年月日	年 月 日

欠格要件に該当するに至った具体的な事由
(裏面の該当する番号に○を付け、本欄に具体的事由を記載してください。)

備考

(日本工業規格 A列4番)
裏面あり

※ 次の該当する事項の番号に○を付けてください。

裏面

法第14条第5項第2号イ	
法第7条第5項第4号	
1	イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
2	ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
3	ハ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第210条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
4	ニ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
5	ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分する日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
6	ヘ ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
7	法第14条第5項第2号ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が法第7条第5項第4号イからへまでのいずれかに該当するもの
8	法第14条第5項第2号ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに法第7条第5項第4号イからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
9	法第14条第5項第2号ホ 個人で政令で定める使用人のうちに法第7条第5項第4号イからへまでのいずれかに該当する者のあるもの

【記入例】

変更届出書の作成にあたっては、次ページ以降の記入例を参考にしてください。

① 法人の名称の変更、個人事業者の氏名の変更

様式第十一号（第十条の十関係）

例：法人の名称の変更

八王子市長 殿	産業廃棄物処理業 廃止 変更 届出書	平成**年**月**日
変更にご○してください。	届出者 郵便番号 123-4567 住 所 東京都八王子市**三丁目24番1号 氏 名 高尾***株式会社 代表取締役 高尾 太郎 (印) (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 01-2345-6789 F A X 12-3456-7890	
平成**年 **月 **日付け第109-**-**-*****号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。		
	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	高尾***株式会社	高尾#####株式会社
変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）		
(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな) 氏 名	住 所	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
廃止又は変更の理由	株主総会の議決による変更	
担当者又は担当部署	戸吹支店 営業部 多摩 次郎 電話：042-***-****	
備考	届出についての問合せ先を記載してください。	
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。		

(日本工業規格 A列4番)

② 法人の本店所在地の変更、個人事業者の住所の変更

様式第十一号（第十条の十関係）

例：法人の本店所在地の変更

産業廃棄物処理業 **廃止** 届出書
変更

八王子市長 殿

届出者
郵便番号 123-4567
住所 東京都八王子市**三丁目24番1号

氏名 高尾***株式会社
代表取締役 高尾 太郎 (印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 01-2345-6789
F A X 12-3456-7890

平成**年 **月 **日付け第109-**-****号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について **廃止** したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	本店所在地 東京都八王子市**三丁目24番1号	本店所在地 東京都八王子市**一丁目1番1号

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな) 氏名	住所	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
廃止又は変更の理由	新社屋へ移転のため	
担当者又は担当部署	戸吹支店 営業部 多摩 次郎 電話：042-**-****	

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

変更に○してください。

届出についての問合せ先を記載してください。

(日本工業規格 A列4番)

③ 法人の代表者、役員等、政令使用人又は株主等の変更

様式第十一号（第十条の十関係）

例：法人の代表者、役員及び株主等の変更

産業廃棄物処理業 **廃止** 届出書
変更

平成**年**月**日

八王子市長 殿

届出者
郵便番号 123-4567
住 所 東京都八王子市**三丁目24番1号

氏 名 高尾***株式会社
代表取締役 高尾 太郎 (印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 01-2345-6789
F A X 12-3456-7890

変更に○してください。

平成**年 **月 **日付け第109-**-**-*-*-*-*号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について **廃止** **変更**したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	別紙（新旧対照表①）のとおり	

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな) 氏 名	住 所	
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

廃止又は変更の理由 **株主総会の議決による変更**

担当者又は担当部署 **戸吹支店 営業部 多摩 次郎**
電話：042-***-****

備考
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

届出についての問合せ先を記載してください。

（日本工業規格 A列4番）

新旧対照表①（届出用）

変更の有無	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
有・無	法人の名称、 個人事業者の氏名		
有・無	法人の本店所在地、 個人事業者の住所		
有・無	法人の代表者	新旧対照表②（届出用）及び新任者一覧表のとおり	
有・無	役員、顧問、 政令使用人等（注）		
有・無	株主、出資者（注）		
有・無	運搬車両・船舶	運搬車両一覧のとおり	
有・無	登録車両の使用する 駐車場所在地		
有・無	取り扱う産業廃棄物 の品目の減少		
有・無	政令市における積替 え保管許可の有無	有 ・ 無	有 ・ 無

注 記入欄が足りない場合は、別途、用紙を作成し提出してください。

新旧対照表②（届出用）

- ・全ての代表取締役、役員等、政令使用人又は株主等について記載してください。
- ・この表の新（役員等、5%以上の株主等）の欄に記載した方のうち、市に登録のない方については、「番号」欄に○をし、「新任者一覧表」に必要事項を記載してください。

番号	新（役員等、5%以上の株主等）	旧（役員等、5%以上の株主等）
①	役職名等 代表取締役 株主（50%） 氏名等 高尾 太郎	役職名等 氏名等
2	役職名等 (辞任) 氏名等	役職名等 代表取締役 株主（70%） 氏名等 高尾 花子
3	役職名等 株主20% 氏名等 高尾 次郎	役職名等 取締役（株主20%） 氏名等 高尾 次郎
④	役職名等 取締役 氏名等 高尾 三郎	役職名等 氏名等
5	役職名等 株主（10%） 氏名等 高尾 花子	役職名等 株主（10%） 氏名等 高尾 花子
⑥	役職名等 株主（20%） 氏名等 高尾○△工業（株）	全ての代表取締役、役員等、政令使用人及び株主等について記載してください。

新任者一覧表

- ・新旧対照表②（届出用）の「番号」欄に○をした方（市に登録のない方）のみ記載してください。

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所
(たかおたろう) 高尾 太郎	S33.12.31 代表取締役	東京都八王子市***二丁目10番地 東京都八王子市***二丁目22番1-301号
(たかおさぶろう) 高尾 三郎	S36.12.25 取締役	東京都八王子市***二丁目10番地 東京都八王子市***二丁目18番3号
(たかおまるさんかくこうぎ よう) 高尾○△工業（株）	株主	法人の場合、生年月日及び本籍欄への記載は不要です。なお住所欄へ本社所在地を記載してください。
()		
()		市に登録のない、代表取締役、役員等、政令使用人及び株主等について記載してください。
()		

④ 登録車両の変更

様式第十一号（第十条の十関係）

例：運搬車両等の変更（新規登録、登録抹消）

産業廃棄物処理業 廃止 届出書
変更

平成**年**月**日

八王子市長 殿

届出者
郵便番号 123-4567
住 所 東京都八王子市**三丁目24番1号

氏 名 高尾***株式会社
代表取締役 高尾 太郎 (印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 01-2345-6789
F A X 12-3456-7890

平成**年 **月 **日付け第109-**-**-*-*-*-*号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

変更にご確認ください。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	別紙（運搬車両一覧）のとおり	

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更			
(ふりがな) 氏 名		住 所	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	所
	役職名・呼称	住 所	

廃止又は変更の理由	車両・の購入及び廃車
担当者又は担当部署	戸吹支店 営業部 多摩 次郎 電話：042-**-**-*****

届出についての問合せ先を記載してください。

備考
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)

— 運搬車両一覧 —

新規 4 台 (隻) 抹消 1 台 (隻)

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付コンテナ専用車	八王子 100 あ 11-11	3,800	高尾***株式会社	新規・抹消
2	キャブオーバー	八王子 100 い 22-22	13,000	高尾***株式会社	新規・抹消
3	タンク車	八王子 800 う 33-33	5,000		新規・抹消
4	タンク車	八王子 800 う 34-34	5,200	高尾***株式会社	新規・抹消
5					新規・抹消
6					新規・抹消
7					新規・抹消
8					新規・抹消
9					新規・抹消
10					新規・抹消
11					新規・抹消
12					新規・抹消
13					新規・抹消
14					新規・抹消
15					新規・抹消

* 届出内容欄の該当する項目に○を付けてください。

新規=新しく登録する車両 抹消=今回登録を抹消する車両

注) 既に登録済みで、引き続き使用する車両については記載不要です。

* 市のホームページで現在登録中の車両を確認できます。

アドレス : http://www.sigen.city.hachioji.tokyo.jp/SanpaiSearch/search_input.aspx

運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	八王子 100 あ 11-11		
前 面 写 真	<p>写真の方向等について図示するのが望ましい。</p> <p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。 ・船舶の場合は、船舶の全体及び船舶名が確認できるように撮影してください。 		
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。</p> <p>車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p> </div>		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">撮影</td> <td style="padding: 5px;">平成〇〇年〇〇月〇〇日</td> </tr> </table>	撮影	平成〇〇年〇〇月〇〇日
撮影	平成〇〇年〇〇月〇〇日		

産業廃棄物処理業 **廃止** 届出書
変更

八王子市長 殿

届出者
郵便番号 123-4567
住 所 東京都八王子市**三丁目24番1号

氏 名 高尾***株式会社
代表取締役 高尾 太郎 (印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 01-2345-6789
F A X 12-3456-7890

平成**年 **月 **日付第109-**-****号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について **廃止** したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

変更○してください。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	別紙（新旧対照表①）のとおり	

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな) 氏 名	住 所	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所

廃止又は変更の理由 **駐車場の所在地のみの変更の場合理由の記入は不要です。**

担当者又は担当部署 **戸吹支店 営業部 多摩 次郎**
電話：042-**-****

届出についての問合せ先を記載してください。

備考
1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

新旧対照表①（届出用）

変更の有無	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
有・無	法人の名称、 個人事業者の氏名		
有・無	法人の本店所在地、 個人事業者の住所		
有・無	法人の代表者	新旧対照表②（届出用）及び新任者一覧表のとおり	
有・無	役員、顧問、 政令使用人等（注）		
有・無	株主、出資者（注）		
有・無	運搬車両・船舶	運搬車両一覧のとおり	
有・無	登録車両の使用する 駐車場所在地	新規 東京都**市**町1-2-3	廃止 東京都**市**町3-2-1
有・無	取り扱う産業廃棄物 の品目の減少		
有・無	政令市における積替 え保管許可の有無	有 ・ 無	有 ・ 無

注 記入欄が足りない場合は、別途、用紙を作成し提出してください。

⑥ 取り扱う産業廃棄物の種類の減少

様式第十一号（第十条の十関係）

例：取り扱う産業廃棄物の種類の減少

産業廃棄物処理業 廃止 届出書
変更

八王子市長 殿

届出者
郵便番号 123-4567
住 所 東京都八王子市**三丁目24番1号

氏 名 高尾***株式会社
代表取締役 高尾 太郎 (印)

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 01-2345-6789
F A X 12-3456-7890

平成**年 **月 **日付け第109-**-****号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 **変更** したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	別紙（新旧対照表①）のとおり	

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな) 氏 名	住 所	
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
廃止又は変更の理由	業務縮小によりがれき類を取り扱わないため	
担当者又は担当部署	戸吹支店 営業部 多摩 次郎 電話：042-***-****	

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

(日本工業規格 A列4番)

変更にご覧ください。

平成**年**月**日

(印)

廃止
変更

届出についての問合せ先を記載してください。

新旧対照表①（届出用）

変更の有無	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
有・ <input checked="" type="radio"/> 無	法人の名称、 個人事業者の氏名		
有・ <input checked="" type="radio"/> 無	法人の本店所在地、 個人事業者の住所		
有・ <input checked="" type="radio"/> 無	法人の代表者	新旧対照表②（届出用）及び新任者一覧表のとおり	
有・ <input checked="" type="radio"/> 無	役員、顧問、 政令使用人等（注）		
有・ <input checked="" type="radio"/> 無	株主、出資者（注）		
有・ <input checked="" type="radio"/> 無	運搬車両・船舶	運搬車両一覧のとおり	
有・ <input checked="" type="radio"/> 無	登録車両の使用する 駐車場所在地		
<input checked="" type="radio"/> 有・無	取り扱う産業廃棄物 の品目の減少	金属くず、廃プラスチック類、 木くず 計3品目	金属くず、廃プラスチック類、 木くず、がれき類 計4品目
有・ <input checked="" type="radio"/> 無	政令市における積替 え保管許可の有無	有 ・ 無	有 ・ 無

注 記入欄が足りない場合は、別途、用紙を作成し提出してください。

⑦ 産業廃棄物処理業の廃止

様式第十一号（第十条の十関係）

例：産業廃棄物処理業の廃止

産業廃棄物処理業 **廃止** 届出書
変更

平成**年**月**日

八王子市長 殿

変更に○してください。

届出者
郵便番号 123-4567
住 所 東京都八王子市**三丁目24番1号

氏 名 高尾***株式会社
代表取締役 高尾 太郎 (印)
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 01-2345-6789
F A X 12-3456-7890

平成**年 **月 **日付け第109-**-**-*-*-*-*号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について **廃止** したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。）	産業廃棄物収集運搬業を廃止	

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
(ふりがな) 氏 名	住 所	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む）、株主、出資をしている者及び使用人の変更		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
廃止又は変更の理由	業務縮小のため	
担当者又は担当部署	戸吹支店 営業部 多摩 次郎 電話：042-**-**-****	

備考

1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。
2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

届出についての問合せ先を記載してください。

(日本工業規格 A列4番)

⑧ 欠格要件該当届出

様式第十一号（第十条の十関係）

例：廃棄物処理法違反による欠格要件該当

<p style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">産業廃棄物処理業</p> 特別管理産業廃棄物処理業	<p style="text-align: right;">欠格要件該当届出書</p> <p style="text-align: right; color: red;">平成**年**月**日</p> <p>八王子市長 殿</p> <p style="margin-left: 100px;">届出者</p> <p style="margin-left: 100px;">郵便番号 123-4567</p> <p style="margin-left: 100px;">住 所 東京都八王子市**三丁目24番1号 高尾**株式会社</p> <p style="margin-left: 100px;">氏 名 代表取締役 東京 太郎 印</p> <p style="margin-left: 100px;">(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="margin-left: 100px;">電話番号 01-2345-6789</p> <p style="margin-left: 100px;">F A X 12-3456-7890</p>
<p style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; display: inline-block;">産業廃棄物処理業</p> 特別管理産業廃棄物処理業	<p>に係る以下の事項について欠格要件に該当するに至ったので、</p> <p style="text-align: center;"> 第14条の2第3項 </p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の5第3項 において準用する第7条の2第4項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。</p>
許 可 番 号	第 1 0 9 - ** - ***** 号
許 可 年 月 日	平成 ** 年 ** 月 ** 日
欠格要件に該当する に至った年月日	平成 ** 年 ** 月 ** 日
<p>欠格要件に該当するに至った具体的な事由 (裏面の該当する番号に○を付け、本欄に具体的事由を記載してください。)</p> <p style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px;">廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条違反で代表取締役が、罰金1000万円の刑になった。同時に、当社についても同法違反で1億8千万円の罰金刑となった。</p>	
<p>備考</p>	

(日本工業規格 A列4番)

裏面あり

※ 次の該当する事項の番号に○を付けてください。

裏面

法第14条第5項第2号イ	
法第7条第5項第4号	
1	イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
2	ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
3	ハ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
4	ニ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。））に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）
5	ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分する日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの
6	ヘ ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
7	法第14条第5項第2号ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が法第7条第5項第4号イからへまでのいずれかに該当するもの
8	法第14条第5項第2号ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに法第7条第5項第4号イからへまでのいずれかに該当する者のあるもの
9	法第14条第5項第2号ホ 個人で政令で定める使用人のうちに法第7条第5項第4号イからへまでのいずれかに該当する者のあるもの